

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

様（以下、「利用者」といいます。）と川口市 神根東 地域包括支援センター（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法等の関係法令及び川口市介護予防ケアマネジメントの実施に関する要綱に従って、介護予防サービス・支援計画の作成を支援し、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から1年間とします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して文書等による契約終了の申出がない場合、契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

（地域包括支援センター担当職員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める地域包括支援センター担当職員（保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等。以下、「保健師等」といいます。）を利用者へのサービスの担当者として指定し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（介護予防サービス・支援計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を保健師等に担当させ、介護予防サービス・支援計画の作成を支援します。

- （1） 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2） 当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者及びその家族に説明し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3） 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。その際には、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の改善可能性を実現するために適切なサービスを選択し、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。
- （4） 介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- （5） その他、介護予防サービス・支援計画作成に関する必要な支援を行います。

（居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画原案作成）

第5条 事業者は、利用者の同意に基づき、居宅介護支援事業者に介護予防サービス・支援計画の原案作成を委託することができます。

- （1） 前項の居宅介護支援事業者は、介護保険運営協議会で承認された選定基準を満たす事業者とします。
- （2） 事業者は、居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス・支援計画原案に関する最終責任を負うものとし、

（経過観察・再評価）

第6条 事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、次の各号に定める事項を保健師等に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と連絡を取り、経過の把握を行います。
- (2) 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態を定期的に再評価して、状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画変更の支援、要支援・要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(介護予防サービス・支援計画の変更)

第7条 利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画を変更します。

(施設入所への支援)

第8条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設への入院又は入所の支援をします。

(給付管理)

第9条 事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票等を作成し埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第10条 事業者は、利用者が状態の変化に伴う区分変更の申請及び要支援認定の更新申請等を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要支援認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第11条 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に際して作成した記録、書類を契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の開業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合事業者は交付に要する実費を当該利用者に請求します。

4 第13条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書等で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第12条 事業者が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対する料金規定は、別紙「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書」のとおりです。

(契約の終了)

第13条 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 事業者は、休廃止によりこの契約に基づく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が困難になる等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定介護予防支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や担当職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を

行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了となります。

- (1) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを受ける場合
- (2) 利用者が要介護者（要介護1～5）に該当すると認定を受けた場合
- (3) 利用者が要介護者、要支援者又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定された場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 利用者が事業者の担当地域外に転居した場合、若しくは事業者の担当地域が変更になった場合
（秘密保持）

第14条 事業者、保健師等及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者にもりません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の緊急連絡先についても利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてそれらを用いませぬ。

3 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏えいを防止します。

（賠償責任）

第15条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（身分証携行義務）

第16条 保健師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

（相談・苦情対応）

第17条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防サービス・支援計画に位置づけた介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

（善管注意義務）

第18条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

（本契約に定めのない事項）

第19条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法及び介護予防ケアマネジメント実施要綱の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第20条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

利用者との関係 _____

(利用者家族)

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

事業者

法人所在地 _____

名 称 川口市 神根東 地域包括支援センター

法人代表者名 理事長 小 山 順 三 ㊞

第5条の規定に基づく委託事業者

法人所在地 _____

名 称 _____

法人代表者名 _____ ㊞